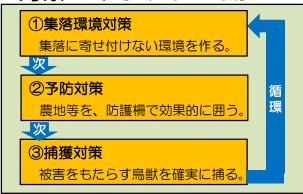
中部地区鳥獣被害対策情報第3号 令和2年4月発行

被害を抑える対策の基礎

(集落(自治区)ぐるみで害獣に向き合いましょう!)



1. 対策のサイクル ~順序とバランスに注意!~



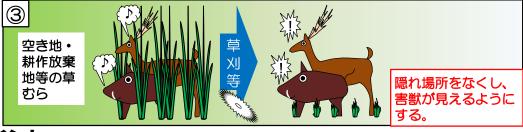
ルポイント

- ・鳥獣被害対策は、左に示す①→②→③ の順に進めて行きます。うまく行かな い場合は、前の段階に戻ることも重要 です。
- ・集落(自治区)の現状を確認し、対策 の偏りをなくしましょう。
- ※対策を行う上で、幅広い住民参加による勉強会・集落環境診断会(現地を見て記録する活動)が有効です。

2. 集落環境対策 ~ 「害獣が欲しがるもの・場所」をなくしましょう!~

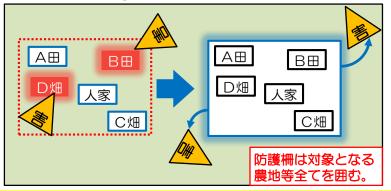






ルポイント

- 害獣のエサ、隠れ場所をなくすことが効果的な対策の前提です。
- 3. 予防対策その① ~対策は、防護柵設置完了からが本番です!~ ※予防対策その② (管理・修繕・改善) については次号に掲載します。



トポイント

- ・防護柵を設置した後は定期 的に点検し、速やかな補修 及び改善を集落(自治区) ぐるみで行いましょう。
- 防護柵の周囲は草刈を行い 害獣の行動が分かるように しておくことが重要です。

防護柵の設置に係る補助事業については各市役所の担当課・係にお問合せください。

お問合せ先:大分県中部振興局

農業被害(水稲·麦·大豆等) 狩猟免許·林業被害

集落営農・農地活用班 森林管理班

電話097-506-5791 電話097-506-5749